

提出日：平成30年7月17日

担当部・課：産業部商工課〔内線3522〕

産業部産業推進課〔内線3549〕

① 件名	
生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 「生産性向上特別措置法」が平成30年6月6日に施行され、固定資産税の課税の特例等の支援措置を活用しようとする中小企業者は、「先端設備等導入計画」を作成し、市町村から認定を得なければならないこととされた。 認定に当たり、国が策定した「導入促進指針」及び国から同意を得た市町村の策定する「導入促進基本計画」のいずれにも合致していることを確認する必要があることから、中小企業者の生産性向上の取組を支援するため、「導入促進基本計画」を策定し、国との協議を行った。</p> <p>【目的】 少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者の所有している設備を生産性の高い設備に更新を促すもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成30年6月 6日	生産性向上特別措置法、中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針等の施行
6月 7日	導入促進基本計画の協議書を国へ提出
6月15日	導入促進基本計画の同意
6月29日	市ホームページへの制度・手続等の掲載
7月 2日	石巻市市税条例の一部を改正する条例公布及び施行
7月 2日	先端設備等導入計画の認定申請受付開始
⑤ 主な内容	
<p>1 先端設備等の導入の促進の目標</p> <p>(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等 東日本大震災によって労働力の減少は顕著であり、高齢化も進んでいる。 世代交代や若者の移住・定住、担い手の育成支援事業などの取組のほか、復興特区制度を活用した新たな取組も見られるものの、抜本的な解決には至っていない。 本市の事業者のほとんどは中小企業者であり、人材不足の傾向には歯止めがかかっておらず、雇用のミスマッチも深刻化している。</p> <p>(2) 目標 産業振興を通じて持続的に経済成長していくことのできる自治体を目指す。 計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。</p> <p>(3) 労働生産性に関する目標 先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上すること。</p> <p>2 先端設備等の種類 多様な産業の設備投資を支援する観点から、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。</p>	

<p>3 先端設備等の導入の促進に関する事項</p> <p>(1) 対象地域 全域を対象とする。</p> <p>(2) 対象業種・事業 全ての業種を対象とする。 労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。</p> <p>4 計画期間</p> <p>(1) 導入促進基本計画の計画期間 国が同意した日から3年（平成30年6月15日から平成33年6月14日まで）</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 中小企業者の労働生産性の向上が図られ、本市産業の持続的な維持・発展に寄与する。</p> <p>【市財政への負担】 中小企業者が作成し、本市が承認した「先端設備等導入計画」に記載されている先端設備等に 係る固定資産税の課税の特例措置を講じた場合の減収分は、地方交付税により補填（減収分を基 準財政収入額から控除）される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>平成30年6月15日に国の第1回の計画同意が行われている。 現在、東北6県において227市町村中112市町村が導入促進基本計画の同意を受けている。 県内では、仙台市、塩竈市、大崎市など35市町村中20市町村において導入促進基本計画の同 意を受けている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>認定申請は随時受付（申請期限：平成33年6月14日まで）</p>
<p>⑨ その他</p>